経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年11月30日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	11,427	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	1,031,823	5,373	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	96,305	0	
29	履物の一部品目	79,737	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	46,956	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	194,142	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	28,387	300	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成24年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年 12 月 28 日

北海道開発局長　高松　　泰

１　処分をした年月日　平成23年12月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＴＡＫＡＯ　高尾　　勉　北海道札幌市西区二十四軒２条６丁目１番地24　国土交通大臣許可（般―20）第18015号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成23年11月11日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０９４９号

東京都中野区本町２丁目46番１号
申立人　株式会社整理回収機構
本籍大阪府吹田市千里山西５丁目340番地、最後の住所大阪府池田市石橋４丁目３番11号、死亡の場所大阪市東成区、死亡年月日平成23年１月22日、出生の場所大阪市北区、出生年月日昭和２年３月13日、職業会社役員
被相続人　亡　村井　健三
事務所大阪市北区南森町２丁目１番29号　三井住友銀行南森町ビル３階
相続財産管理人　弁護士　細見　文博
大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第７０９９２号

東京都千代田区丸の内２丁目７番１号
申立人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
本籍大阪府東大阪市中石切町４丁目２番、最後の住所大阪府東大阪市中石切町４丁目２番10号、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日平成20年６月21日、出生の場所大阪市南区、出生年月日昭和19年７月19日、職業不詳
被相続人　亡　中西　孝典
事務所大阪市北区西天満５―９―７　西天満ユートビル702
相続財産管理人　弁護士　億　　智栄
大阪家庭裁判所

平成２３年（家）第２４２１号

大阪府岸和田市土生町517番地の５
申立人　北野　茂乃
本籍大阪府岸和田市上野町西251番地３、最後の住所大阪府岸和田市上野町東20番18号、死亡の場所大阪府岸和田市、死亡年月日平成22年10月29日、出生の場所香川県小豆郡苗羽村、出生年月日昭和15年12月４日、職業無職
被相続人　亡　十河　博司
事務所大阪市中央区高麗橋３丁目１番14号　高麗橋山本ビル５階
相続財産管理人　弁護士　丹羽　浩介
大阪家庭裁判所岸和田支部

平成２３年（家）第２１１９号

兵庫県神崎郡市川町千原160番地の２
申立人　前田　裕幸
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所兵庫県神崎郡市川町千原180番地の１、死亡の場所兵庫県姫路市、死亡年月日平成16年６月15日、出生の場所兵庫県神崎郡甘地村千原38番屋敷、出生年月日大正９年６月25日、職業農業
被相続人　亡　前田　勝次
事務所兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目39番地　しらさぎ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高谷　武良
神戸家庭裁判所姫路支部

平成２３年（家）第１５４５号

大阪市北区菅原町２番15号601
申立人　株式会社生駒開発
本籍奈良県生駒市西松ケ丘1558番地１、最後の住所奈良県生駒市西松ケ丘14番10号、死亡の場所奈良県生駒市、死亡年月日平成22年６月12日、出生の場所大阪市此花区、出生年月日昭和６年11月８日、職業無職
被相続人　亡　下湯北行雄
事務所奈良市高天町10番地の１株式会社Ｔ．Ｔ．ビル２階
相続財産管理人　弁護士　小城　　達
奈良家庭裁判所

平成２３年（家）第１５７３号

岡山県倉敷市西阿知町西原734番地４
申立人　佐々木　徹
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日平成23年５月８日、出生の場所岡山県浅口郡鴨方町、出生年月日昭和２年８月１日、職業無職
被相続人　亡　佐々木　茂
事務所岡山市北区南方１―７―13リベルテ南方２階
相続財産管理人　弁護士　奥田　哲也
岡山家庭裁判所倉敷支部

平成２３年（家）第３００６８号

広島県三原市本町３丁目７番３号
申立人　リベラル本町管理組合
理事長　平本　光範
本籍佐賀県伊万里市松浦町山形7510番地、最後の住所広島県三原市本町３丁目７番３―403号、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日平成21年５月１日頃から10日頃までの間、出生の場所佐賀県伊万里市、出生年月日昭和30年４月18日、職業不明
被相続人　亡　山口　義紀
広島市中区八丁堀２番４号那賀司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　那賀　健二
広島家庭裁判所尾道支部

平成２３年（家）第９８８号

徳島県鳴門市大麻町市場字大西１番地２
申立人　三木　高義
本籍徳島県鳴門市大麻町市場字川縁30番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県板野郡北島町、死亡年月日平成23年10月23日、出生の場所徳島県板野郡堀江町、出生年月日昭和29年９月29日、職業無職
被相続人　亡　中原　茂男
徳島県鳴門市大麻町市場字大西１番地２
相続財産管理人　三木　高良
徳島家庭裁判所

平成２３年（家）第９７７号

東京都新宿区水道町３番１号
申立人　株式会社住宅債権管理回収機構
本籍愛媛県喜多郡内子町中川10番地、最後の住所愛媛県喜多郡内子町中川10番地１、死亡の場所愛媛県喜多郡内子町、死亡年月日推定平成22年10月29日、出生の場所愛媛県松山市、出生年月日昭和21年６月10日、職業不明
被相続人　亡　田神　俊貴
愛媛県松山市枝松６丁目１番16号
相続財産管理人　河渕　孝幸
松山家庭裁判所